

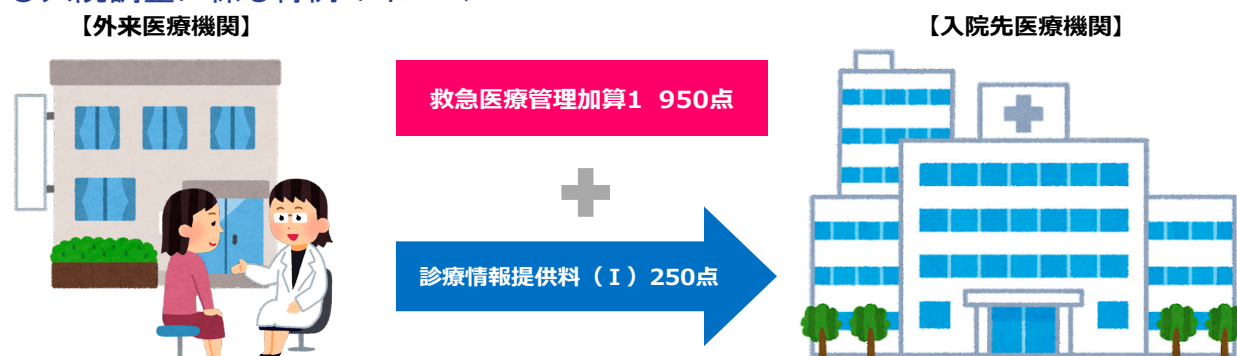
新型コロナウイルス感染症患者の入院調整、診療情報提供に新たな加算

《背景》政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月8日から「5類」に引き下げることと決定し、3月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、位置づけの変更に伴う医療機関等の診療報酬上の特例の見直しについて示した*。この診療報酬上の特例の見直しに関する詳細が3月31日に事務連絡された。本稿ではそのうち入院調整に係る特例について紹介する。

*外来に関する見直しの概要は「かかりつけ医Mesa3月28日号」を参照

《解説》厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症患者について、これまで行政が担ってきた入院調整を、医療機関が行った場合の特例を新たに認めることを示しました。例えば、クリニックの外来において、新型コロナウイルス感染症患者を入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合には、「救急医療管理加算1（950点）」が算定できることとなります。この特例は5月8日から始まります。外来患者の新規入院のほか、入院中の感染者も同様の取り扱いになります。なお、救急医療管理加算は本来、休日・夜間の救急医療を確保するための診療を行っている医療機関が対象になりますが、入院調整の対象患者にのみ算定する医療機関はこの施設基準をクリアしているとみなすとともに、届出も不要とされています。

◎入院調整に係る特例のイメージ



新型コロナウイルス感染症患者について、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介

出典：出典：事務連絡令和5年3月31日「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」を基に加工・作成
<https://www.mhlw.go.jp/content/001083715.pdf>

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当：Mesa 編集室)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002

Mail : mesa.info@iryo-soken.co.jp